おもかげ WebCome！

『魅力ある住みよい明るいまち面影』を目指して《第12号》

今回の1枚：蹴って、走って、いっぱい汗かいた～



アップ日　令和8年9月30日　　発行：面影地区まちづくり運営協議会総務部

９月実施のまちづくり事業

＊健康体操会　８月３１日（月）　健康福祉部事業

今日は、「さんびる」の方に来ていただき、健康体操とフレイル予防について教えていただきました。
１０名が参加し、椅子に座ったままの運動とフレイル予防の頭を使いながらの動作をみんなで行いました。腕・肩回し、足・足の指先運動、水泳のクロール・平泳ぎ・背泳ぎ・バタフライの時の手を回す運動、足・腰伸ばしと足を持ち上げる運動など多彩で、座ったままでも汗ばむほどでした。
毎日家でもできる運動でしたので、皆さんが継続して体を動かす習慣になればよいと思います。




＊子どもフェスティバル　９月５日（土）　青少年育成協議会

青少年育成協議会のメイン事業として、子どもフェスティバルを行いました。20名程の児童が参加してくれ、午前中いっぱい楽しみました。内容は、まず社会人サッカーチーム「バンメル」の選手7名とだるまさんがころんだやサッカー対戦を行いました。その後、自由遊びレクリエーションとして紙飛行機づくりや紙コップで遊びました。最後は、6グループに分かれ巨大巻きずしをつくり、美味しくいただき締めくくりました。





＊地区防災訓練　９月６日（日）　自主防災会連絡協議会

各町内会から3名の参加をお願いし、４１名で地区防災訓練を実施しました。内容は、6グループに分かれ、「クロスロード」ゲームを行いました。
カードに書かれた事例を自らの問題として考え、YES か NO かで自分の考えを示し、グループ内で意見交換を行い、災害時に役立つよう様々な考え方があることを共有し合いました。




＊健康ま～じゃん広場⑦　9月10日（木）　健康福祉部事業

今年度7回目の健康麻雀、今回も前回同様10名の方が参加してくれました。
前回から3卓使用し、それぞれのレベルに合わせて行えるようになり、健康麻雀の形になってきています。
このようなやり方を繰り返しながら、今後は詳しい人が初心者に教えてあげられる環境になればと思います。

＊骨のお話とｅスポーツ体験　9月11日（金）　健康福祉部事業

今日は、健康に関する2つの事業を合わせて行いました。まずは、㈱目久美の方に来ていただき、『骨のお話』と骨の健康チェックを行いました。次に、鳥取市社会福祉協議会から 2 人の方に来ていただき、ｅスポーツ体験会として太鼓の達人とスポーツボウリングを行い、参加者14名全員に体験してもらうことができました。
先日、公民館職員4人で「健康ゲーム指導士」養成講座を受講してきたので、ｅ スポーツを地域により広げていこうと思います。





＊敬老の日　9月21日（月）　社会福祉協議会・健康福祉部

今年も地区敬老会は開催せず、記念品としおりの配布だけとさせていただきました。
今年の敬老対象者（75歳以上の方）は 1,042 人で、しおりには面影小学校の3年生からのメッセージなどを載せさせていただきました。住みよい地域づくりを推進していきますので、元気にお過ごし下さい。

＊健康ま～じゃん広場⑧　9月25日（金）　健康福祉部事業

今年度8回目の健康ま～じゃん広場を実施し、10名の参加がありました。自分たちで役を覚え、それぞれのレベルがかなり上がってきました。
また、面影独自の2人打ちマージャン（面影2人で17《い～な》麻雀）のルールづくりもできたので、今後人数が不足する時は2人打ちマージャンができるようやり方（ルール）を広めていこうと思います。

＊暮らしを軽やかに楽しむための整理収納術⑤　9月29日（火）　生涯学習部事業

5回続きの整理収納術、今日が最終回となり14名の方が参加されました。最後のテーマは、快適をキープする方法でした。5回の講座を通して、整理収納についての知識を学ぶだけでなく、実際に自宅で取り組むきっかけにもなり、参加者の皆さんが継続して実践することの大切さを感じられる講座となりました。





面影地区公民館で子どもの居場所づくり事業を開始します

鳥取市では、以前から小学生や保護者から、放課後や長期休業中に安心安全に過ごすことのできる場が欲しいとの声がありました。また、これまでに開催された「こども未来会議」においても、同様の提案をいただいてきたところです。

これらの提案を受け検討を進める中で、地区公民館はおおむね小学校区ごとに整備している市民に一番身近な公共施設であることや、これまでも空き時間や空きスペースを活用し、子どもたちに開放してきた実績があることから、地区公民館において「こどもの居場所づくり」事業を実施することとしたものです。～ 鳥取市からの要請～

1.「こどもの居場所づくり」事業とは

市民に最も身近な公共施設である地区公民館をこどもの居場所として提供し、空き会議室や図書室において放課後の自主学習や遊びの見守りを行うとともに、休日や長期休暇中に様々な体験事業を行うものです。

2. 利用対象者

・小学校・義務教育学校4～6年生、中学生、高校生
・保護者同伴の未就学児及び小学校・義務教育学校1～3年生
※いずれもお住まいの地区に限らず、利用することができます
※複数の地区公民館を重複して利用することはできません
※放課後児童クラブに登録している児童も利用できます

3. 今年度、面影地区公民館で開催を予定している事業（10月～令和9年3月）

No.	事業内容	開催時期
1	やってみよう!で一企画	10月13日 10:00～14:00
2	秋の収穫祭	11月 7日 10:00～14:00
3	クリスマス会&おはなしの会	12月12日 10:00～12:00
4	むかし遊び	令和9年1月 16日 10:00～14:00
5	ちいき食堂交流もちつき大会	1月 23日 10:00～12:00
6	バレンタイン企画&おはなしの会	2月13日 10:00～12:00
7	ひなまつり（おいりづくり）	3月 6日 10:00～12:00
8	中学生と地域の交流会	3月 20日 10:00～12:00

4. 利用方法について

●事前の登録制とさせていただきます
・事前に「こどもの居場所づくり事業登録票(様式1)」を面影地区公民館に提出をお願いします。
・内容確認後、「登録票」を発行し、自宅へ郵送します。
・自宅に届いた「登録票」を確認してください。
・登録票の確認後「登録者名簿」の登録を行い、登録証を発行します。
・**事業に参加する場合は、登録証を必ず持参してください。**

●利用料について
・こどもの居場所づくり事業にかかる利用料は、無料です。ただし、食事の提供を受ける場合や、既存の公民館事業のものづくり教室などを利用する場合は、利用料（参加費）を負担いただくことがあります。

5. その他

・こどもの居場所づくり事業で発生した事故は、地区公民館へ通う道中で事故が発生した場合も含め、公民館総合補償制度の対象となります。
・食物アレルギーをはじめとした各種アレルギーへの個別対応は行いません。
・見守りに特別な配慮が必要な子ども（医療的ケア児（気管切開や経管栄養など）、てんかん発作などの疾患、障がいにより介護、介助が必要な場合など）が必要な利用者は、地区公民館では対応が困難なため、利用をお断りします。
・この事業に取り組むにあたり、市（国）から補助金がでます。それを活用して今年度、2階和室の畳表替え等を行う予定です。

今後のピックアップ事業

子どもの居場所づくり事業　第1弾！

面影小学校のみなさんへ

【主催】面影地区まちづくり運営協議会　生涯学習部

こどもの居場所づくり事業
やってみよう！で一(企画)

エンジョブ
Enjob！おもかげキッズ

～みんなでわくわく体験♪～

YMMY

面影地区公民館で
リアルおみせやさん！？
店員さん体験をしよう♪

※Enjobとはエンジョイとジョブを組み合わせて造った面影地区公民館独自の言葉です。



日時：10月13日(火)　10時～14時解散予定
受付時間：9時30分～

集合・場所：面影地区公民館

◆内　容：フード作りをしておみせやさん体験
※アレルギーがある方は申込書にご記入ください。

◆参加費：無　料

◆持ち物：飲み物・エプロン・三角巾・タオル

◆申込み：面影地区公民館まで申込書を持ってきてください。ポスト投函可。
しめ切りは10/5（月）まで

※材料の準備等がありますので、申し込みのない方はご遠慮ください。

面影地区公民館 24-9033（平日 8:30～17:00）

シリーズ　面影探訪⑧

雲山地区における若者組の痕跡と青年会（員・団）への移行

面影郷土史研究会　大西　孝雄

◆若者組とは？

江戸期から明治期初頭頃に村又は部落単位に形成された成年男子の年齢階梯(ねんれいかいてい)集団の一種。地域により若者仲間(わかものなかま)・若衆(わかしゅう)・若衆組(わかしゅうぐみ)・若衆連(わかしゅうれん)・若衆仲間(わかしゅうなかま)・若者連中(わかものれんちゅう)・若連(わかれん)・若中(わかちゅう)・二才組(にさいぐみ)・二才衆(にさいしゅう)など種々の呼び方がある。これらは明治・大正期に青年会や青年団へと変化する場合が多かった。一般的に 15 才前後で加入する例が多く、加入すれば村人として一人前とみなされた。神社仏閣の祭典、農村娯楽（芝居や相撲)、盆踊り、村内警備、消防、力比べ行事、休日行事などに参画・奉仕した。

◆痕跡その１．雲山八幡宮の常夜灯





八幡宮鳥居の右側に立っている石灯籠には、正面に「八幡宮」「當村若連中(とうむらわかれんちゅう)」、左側面に「奉上　常夜燈」、右側面に「天保十二年 丑(うし)十一月吉祥日」と刻んである。天保 12 年とは西暦 1841 年。数年前まで各地が大飢饉に苦しめられ、江戸幕府の終焉も迫りつつある動乱の時代に、村の若者たちは何を思い石灯籠を寄進したのだろうか。

◆痕跡その２．勇島・花嵐親子の力士塚



コスモス雲山店の駐車場脇、といっても敷地外になるが県道から少し奥まったところに 2 基の力士塚がある。元は国道 29 号線（現在は県道）沿いにあったものだが、国道の拡幅により道路からは見ることができない現在地へ移設された。どちらも高さ約 150 ㎝、幅約 80 ㎝の自然石で勇島市右衛門、花嵐長四郎親子の塚である。

勇島塚には右側面に「明治九年丙子(ひのえね)五月　日」「世話人當邑若連中　※以下不明」とあり左側面に「門人中(もんじんちゅう)　新茶屋石工(いしく)藤五郎」とある。

また、花嵐塚には右側面に「明治三十二年三月　日」、左側面に「世話方門人中　正蓮寺青年員　石工岩田儀市」と刻まれている。この両力士は東大路の出身であるが、雲山に来て大勢の若者に熱心に相撲の指導をしたのでその徳を顕彰して建てたものである。江戸時代の記録に「雲山相撲」或いは「権現様相撲(ごんげんさまずもう)」と称して当地でしばしば相撲興行が行われていた記録があるが、そこには若者組の活躍も大いにあったのだろう。なお、明治９年は「若連中」であるが明治 30 年には「青年員」と呼び名が変化している。





◆痕跡その３．麒麟獅子頭(きりんししがしら)を収納する箱

雲山には麒麟獅子舞が明治 17・8 年ごろに伝えられたとされ、現在まで続いている。その獅子頭を収納している箱蓋の裏には「若連中」の文字が記されている。若者組は不祥事が多く明治の初めごろには若連中の呼称が禁止されているので、この箱は江戸時代か明治時代早期につくられたものと思われる。箱が作られた年月を特定したいが、残念ながら蓋の板２枚が修繕のため交換されていて年月は不明。わずかに左端だけが残っている文字をながめると、これが十干十二支(じっかんじゅうにし)なら「庚辰(かのえたつ)一二月」と判読できなくもない。これを明治期に当てはめると「明治 13 年 12 月」となり、ちょうど雲山に麒麟獅子舞が伝わった頃に符合する。

なお、同じ箱の本体部分横には「雲山青年会」の文字が記されている。時代が移り、若連中が青年会へと名を変えたものと思われる。





◆若連中の呼称の消滅と青年団への移行

県史の記述や古老の話によると、雲山は木偶(でこ)芝居をかけたり、牛市場を開いたり、勧進相撲なども度々行ったりしている。往来筋としての地の利を最高に生かして賑わっていた半面、喧嘩沙汰や刃傷沙汰などもあり、博打場があって一夜のうちに田畑を失った者もいたとのこと。これには若者組も大いに関わりがあったことだろう。

このような不祥事が影響し、鳥取県は明治 6 年、風紀を乱すとして若連中の呼称を禁止した。しかし、禁止後も若連中の名前でしばらくは活動を続けていたとのこと。その後の動向は詳しい資料がないので不明だが、力士塚や獅子頭収納箱に残る名前から、少なくとも明治の中・後期以後は青年会（員・団）等の名前で活動を続けていたようだ。

昭和 25 年制定の雲山青年団の誓いが保存されている。青年団員の心構えや活動の方針がよくわかる。青年団員であることに誇りを持ち、仲間との協働の精神を高め、自己研鑽にも努め、我が郷土の振興に率先して貢献したいとの気概に満ち溢れている。残念なことだが、現代社会は当時の青年団のような気概を持ち、一致団結して地域貢献に努めることが非常に困難な時代となっている。



誓い　（昭和二十五年制定）

一、郷土振興　吾等は雲山青年団員たるの名誉を自覚し、卒先して郷土振興の先駆者となることを誓う

一、協働團結　吾等は清純の気塊をもって固く団結し協同してあらゆる活動の推進力となることを誓う

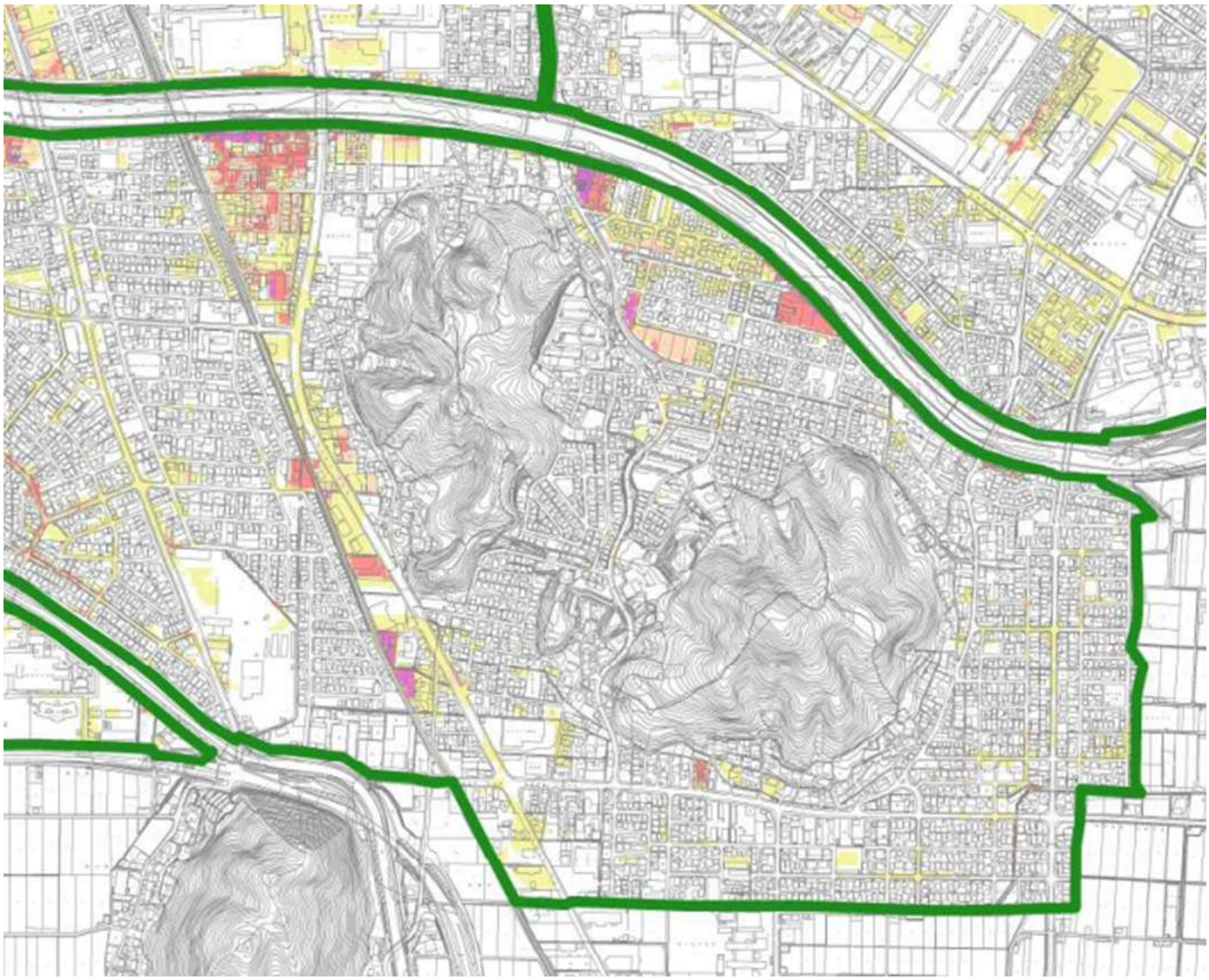
一、修養反省　吾等は青年団を通じて不断の研修と修養をすると共に日常のあらゆる生活を絶えず反省して良い公民となることを誓う

シリーズ　みんなで減災⑪　浸水想定について

１カ月あまりで３度も大雨災害に見舞われた千葉県。なぜ同じ地域で水害が続くのか。私たちの地域でも相次ぐ恐れはないのか。千葉県では、８月中旬の千葉豪雨、９月上旬の秋雨前線による大雨、そして台風２５号とそれぞれ違う要因での大雨災害にあい、印旛沼の堤防まで決壊しました。

いま一度、地域の浸水想定区域図を載せておきますので、家族でよく話し合っておきましょう！

なお、これについての詳細は Webcome 第２号に載せておりますので、ぜひご覧ください。

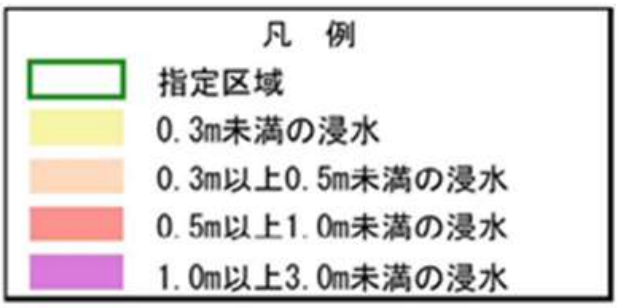


鳥取市　雨水出水浸水想定区域図　【想定最大規模降雨】

1. 説明文
① この図は、鳥取市における下水道雨水計画区域を対象として、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
② この雨水出水浸水想定区域は、指定時点の鳥取市の下水道整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う雨水出水により内水氾濫が発生した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めたものです。
③ このシミュレーションの実施にあたっては、シミュレーションの前提となる想定最大規模降雨を超える規模の降雨、津波、高潮、洪水（河川の破堤または越水）による氾濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際と異なる場合があります。
④ このシミュレーションは、想定最大規模降雨による浸水を想定するため、排水先の河川の水位を想定される最高水位に設定しています。

2. 基本事項等

①	作成主体	：鳥取市
②	指定年月日	：令和７年３月３１日
③	告示番号	：鳥取市告示第１１７号
④	指定の根拠法令	：水防法（昭和24年法律第193号）第14条の2
⑤	指定の前提となる降雨	：令和5年8月15日降雨のピーク時に時間最大雨量130mmの降雨、流域全体に24時間総雨量292.5mmの降雨があった場合
⑥	境界条件	：放水先河川の水位は想定される最高水位（堤防高）、ポンプ場は放流先の河川の水位が計画高水位を上回った場合に運転停止



★おわりに

※第13号は、10月30日（金）にアップ予定です。